

はじめに

平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機に、平成14年に消防法の一部が改正され、立入検査や措置命令に係る規定の大幅な見直しが行われた。

特に、消防法第5条の3の規定の新設により、消防吏員に物品除去等の命令権限が付与されたことは、消防実務上、重要なツールを手に入れたことになる。

我々消防吏員には、適正かつ有効に5条の3

命令を執行することが求められるものである。

この消防法の改正を踏まえ、以降、全国各地の消防本部においては、その規模の大小を問わず、消防法令違反是正に取り組んできたといえる。実際に、過去の違反是正事例研究会記録集に目を向けると、大規模消防本部だけではなく、中・小規模の消防本部においても、警告・命令等の措置を講じた結果として違反が是正された事例が数多く発表されている。

ところが、総務省消防庁から配付された「違

学び、実践することの大切さ ～違反是正の推進に係る実務研修の成果 中核市消防本部等に課せられた使命

旭川市消防本部予防指導課 西館 拓

反是正の実効性向上に向けた調査事業報告書」(平成25年11月)によれば、防火対象物における消防法令の遵守状況や消防機関による命令の発動件数には地域等により差異が見られ、また、平成24年5月に発生したホテル火災においては、長期間にわたって消防法令違反が是正されていない状況があり、平成25年2月のグループホーム火災を受けた緊急調査においては、スプリンクラー設備の未設置等の重大な消防法令違反が未改善である状況が見受けられているとされている。

このような中、総務省消防庁では、全国の消防機関における違反是正担当職員的能力向上策として、様々な施策を講じている。

とりわけ、中核市消防本部等(平成25年度は中核市消防本部が対象、平成26年度からは指定都市又は中核市消防本部を有しない県の県庁所在地を管轄する消防本部も加えられた。)の職員が、違反処理経験の豊富な大都市消防本部で実

務研修を受ける「違反是正の推進に係る実務研修」については、有効な制度であると考ええる。

当消防本部においても、所属職員が本実務研修を受講させていただく機会があり、本稿においては、その成果について紹介させていただく。

なお、国が講じた施策のうち、消防大学校の違反是正特別講習については、残念ながら2回で終了してしまったが、短期間のため多くの消防本部が職員を派遣しやすいこと、また、研修内容が充実し、かつ、実践的であり、さらに、全国の違反是正担当職員の横のつながりが強化されることなどから、復活を希望する声が多いと聞く。

実際に受講した筆者も、復活を切望する一人であることを申し添えておく。

当消防本部における違反是正の現状

当消防本部では、平成14年の消防法改正を受け、消防違反処理規程の全部改正など内規の整備を行うとともに、本部予防課(当時)への違反



第56回旭川冬まつりオープニングセレモニー（写真提供：旭川市）

是正担当職員の配置などの体制強化を図り、併せて、違反処理に必要な種々の資機材を導入している。

ただ、このようにソフト・ハード両面の整備だけでは簡単に進まないのが、違反是正である。

正直なところ、当消防本部では、平成20年頃までは、危険物に関するものや防火対象物点検報告制度に係る特例認定の取消し以外には、違反処理というものをほとんど行った実績がなかった。

しかしながら、ここ最近では、警告、命令等の違反処理にも取り組んでおり、平成23年度当初には管内に5施設存在した特定違反対象物（床面積が1,500㎡以上の特定防火対象物等で、SP・屋内栓・自火報のいずれかが未設置という重大違反のあるもの）のうち、3施設は是正完了（うち2施設は警告事案）、現在は、残り2施設のうち1施設に対して警告中であり、特定違反対象物の解消まで、もう一踏ん張りというところである。

一方では、長期間にわたり未改善の重大違反防火対象物も未だ存在しており、近年、社会的に影響のある火災に際し、行政の不作为が指摘されていることは、対岸の火事ではない。

また、消防法第5条の3の消防吏員による措置命令については、運良く執行する状況に巡り合わなかったのか、平成25年度まで一度も発動していない。

違反是正の推進に係る実務研修への参加

平成25年度からスタートしたこの実務研修に、当消防本部からは、当課在籍の30代前半の消防士長の階級にある職員を受講させている。

事前に、受入先消防機関である札幌市消防局の担当者から、「具体的に学びたい研修があれば対処する。」との御厚意をいただいたことから、厚かましくも「当消防本部では、5条の3命令の経験がないので、できれば実体験をさせていた

違反是正実務研修カリキュラム

研修日	時間帯	研修内容
1／20(月)	13:00～17:15	●実務研修の目的、流れ等の確認 ●札幌市及び札幌市消防局の概要 ●査察・違反処理に関する規程等の運用方法 - 査察規程等の趣旨・運用 - 各参加本部の規程・マニュアルの運用状況 ●査察実施計画の策定方法 - 計画の策定手順 - 査察対象物の優先度の考え方 - 査察実施体制 - 計画の進捗管理・見直しのポイント ●各参加本部の査察計画の策定状況
21(火)	8:45～12:00	●査察の実施手順及び違反処理の運用方法 - 札幌市の立入検査、違反処理の特徴 - 立入検査の実施手順 - 違反処理への移行
	13:00～17:15	●違反処理実務 - 実況見分 - 質問録取 - 違反処理報告
	17:30～20:30	●立入検査同行
22(水)	13:00～17:15	●消防法第5条の3の規定に基づく吏員命令 - 消防法第5条の3の趣旨とその作用 - 違反処理報告書作成実務 ●違反是正に係る法律相談
23(木)	8:45～12:00	●査察・違反処理を行う職員の育成や研修の方法 ●札幌市の職員育成方針、育成計画 ●札幌市の職員教育・研修方法
	13:00～17:15	●札幌市の違反処理実例
24(金)	8:45～12:00	●研修全般における質疑応答・意見交換 ●研修結果報告書とりまとめ



いざ夜間査察(左から3人目が旭川消防の研修生)



木下弁護士による法律相談

だきたい。」と無理なお願いをした。

そうしたところ、研修2日目のカリキュラムに、何と、夜間立入検査への同行を企画していただいた。当消防本部からの無理なリクエストに対応された札幌市消防局の懐の深さを感じたところである。

そして、夜間立入検査では、実際に5条の3命令の現場に立ち会うという幸運(?)にも恵まれ、違反の覚知から、関係者への指導、命令の発動と命令書の作成・交付、標識の掲示、違反是正の確認までと、5条の3命令に係る全てのプロセスを学ばせていただいた。

このほか、平成26年1月20日から24日までの5日間の実務研修では、違反処理の実務に関する様々な座学に加え、北海道大学法科大学院特任教授でもある木下尊氏弁護士による違反是正に係る法律相談など、内容の濃い研修を受講させていただいた(別表参照)。札幌市消防局には、本紙面をお借りして感謝する次第である。

実務研修で得たものを実践する

帰庁した職員は、実務研修を終えた自信と達成感に満ちあふれ、一回りも二回りも大きくなったように感じた。

ただし、研修で得たものをどう実践し、成果に結びつけるか、ここからが本当の勝負なのである。



5条の3命令の実技訓練①



5条の3命令の机上シミュレーション

当課では、毎年12月に、大型物販店や繁華街の飲食店ビルに対する年末特別査察を計画し、避難経路となる階段、廊下等の管理状況について検査を実施している。

これまでの、事前に発送する関係者宛ての協力依頼文に「担当者が日程を調整します。」と一文を盛り込み、事前に相手方との日程調整を行っていたためであろうか、5条の3命令の対象となる消防法令違反を覚知することはなかった。

しかしながら、市内中心部の繁華街にある某雑居ビルでは、普段は、ずさんな管理状況であるということが、職員の間では噂されていた。

このため、平成26年度の年末特別査察については、5条の3命令を視野に入れ、一部の飲食店ビル等に対しては「事前通告なし」で立入検査を実施することとした。

余談ではあるが、前段の理由から、関係者宛ての協力依頼文には、例年と異なり日程調整の一文を記載しなかったところ、各防火対象物の関係者から問い合わせが殺到したことを申し添えておく。

次年度以降は、「消防は、事前通告なしで、いつ査察に来てもおかしくない!」という関係者の危機意識が向上するはずであると期待している(もちろん、消防が来るからということではなく、関係者には、真に防火管理の重要性を理解してもらわなければならない)。

さて、今回の某雑居ビルに対する特別査察においては、5条の3命令の発動が想定されていることは先に述べたとおりである。

当消防本部で初めての5条の3命令であるこ



5条の3命令の実技訓練②

とから、担当課としては、役職者の同行を予定しており、事前の検討会でも、そのような方針を打ち出したところ、実務研修を受講した職員から、「自分たち係員だけでやらせてください！」と強い申し出があったのである。

これも、実務研修の成果であり、また、5条の3命令の本旨を理解し、自分たちの責任と判断で吏員命令を発動したいという心意気であると感じ、組織として了承した。

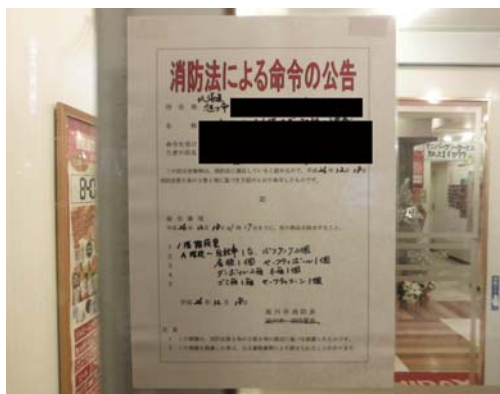
なお、ここで勘違いしてはいけないことは、5条の3命令の発動自体は、主たる目的ではないということである。

消防機関としては、防火対象物の関係者への普段からの指導等を通じ、違法状態を発生させないことが最も重要なことであり、また、もし違法状態が発生してしまい、それを覚知した場合であっても、消防の指導に対し、関係者が是正の意思を示して遅滞なく違法状態が是正されるのであれば、命令を発動するまでもないということである。

5条の3命令については、違法状態を適切に是正に導くため、やむなく発動するツールであり、あくまでも緊急措置という位置付けであることを理解しておかなければならない。

もちろん、必要となる場面では、躊躇なく発動しなければならないことは言うまでもない。

さて、某雑居ビルの特別査察に向けては、当課の若手職員を中心に、机上でのシミュレーションを重ね、また、消防庁舎内での実技訓練を行



標識(テナント入口)

うなど、着々と準備を進めた。その結果、事前準備に関わった職員全員が、5条の3命令に係る全てのプロセスを一通り理解して実践できるようになったことも、一つの成果であろう。

平成26年12月18日(木)17時頃から、予定していた某雑居ビル(地上8階・地下1階・耐火造・延べ面積約3,000㎡)に対して無通告での立入検査を実施することとなった。

当日は、実務研修受講職員を含めた30代前半の消防士長3人に、指導的立場にある40代前半の消防士長1人を加えた計4人で対応した。

いずれにしても、当消防本部として初の取組に係員だけに任せたということである。

雑居ビルは、1階～4階がカラオケボックス、その他の各階は飲食店が入居しており、全体では5つのテナントで構成されている。

検査時には、ほぼ全ての階の階段部分において、可燃物を含む物品が存置されており、火災の予防に危険であり、消火・避難その他の消防の活動に支障になると認められる状況であった。

結果として、5つのテナント全てに対して5条の3命令を発動することとなった。

4つのテナントについては、建物全体の検査を終えるまで(命令・公示をしながらの作業のため2時間以上を要した。)に違反が是正されたことを確認したが、残る一つのテナント(地階～飲食店)については、存置された物品が大量で、勤務する従業員総出でも是正までには時間を要するという、また、利用客が少なく、かつ、営

業終了時刻まで残り2時間程度であるという状況を踏まえ、履行期限を翌日の営業開始前までの時刻に設定、当該テナント及び建物正面入口に標識を掲示したまま、一旦は帰庁することとした。

なお、違反状態が残るテナントのフロアーには3つの避難経路があり、そのうち来客者が利用する階段1カ所についてはクリアだったことから、5条の2の適用までは行わなかった。そして、他の2つの避難経路については、ほぼ、テナント関係者しか利用しない部分であったが、念のため、関係者により、「物品存置により使用不可」の貼り紙を掲示させている。

また、当市では、措置命令等を発した場合の公示の方法の一つとして、「インターネットを利用して閲覧に供する方法」を規定しており、帰庁後、直ちにホームページに命令の内容を掲載した。

その後、建物の所有者に連絡して公示した旨を伝えたところ、当該所有者が現場に急行、営業中で利用客がいる中、テナントの従業員に対して強く改善を働きかけた結果、当日中に違反

が是正され、当該事案は完結した。

実務研修と実践を振り返って

今回の5条の3命令の事案については、実務研修で学んだことを、受講した職員が中心となって実践したものであるが、命令の発動に関係した職員からは、「学ぶだけではなく、実践しなければ何も始まらない。」という意見であった。実践してこそその反省や、分かること、見えてくることがあり、また、自信にもつながるということであろう。

なお、組織としては、若手職員の奮闘を見守りつつも、バックアップやフォローをしていくことが重要であり、必要な場面では責任をとることも求められる。

折しも、東京消防庁では、5条の3命令を発動した相手方から取消訴訟を提起され、第1審では一部敗訴するという事案が発生しているが、関係者から聞いた話では、「命令を発動した一職員には何の責任もなく組織として対応している。また、本事案に臆することなく、必要な場面では躊躇せずに5条の3命令を発動するよう徹底し



物品存置の状況(消防吏員であれば命令を発動しなければならない。)





夜の部の意見交換会(これも重要!)

ている。」とのことである。消防吏員が今後も適切に(勇気を持って)5条の3命令を執行していくためには、各消防機関にも同様の姿勢が求められるであろう。

さて、当課の若手職員の間では、今回の事案を契機として、5条の3命令を自己の判断と責任で執行していくという気運が高まっており、何とも頼もしい限りである。

今後は、彼らが中心となって、消防本部全体にその考えを浸透すべく取組を進めてくれると大いに期待している。

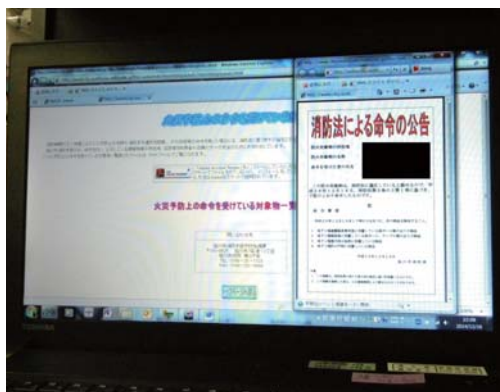
おわりに

本稿では、実務研修の成果について、その一部を紹介させていただいた。

実務研修の成果としては、受講する個々の職員のスキルアップだけではなく、大規模消防本部の違反是正担当職員との太いつながりができるということも大きなメリットとして挙げられる。つまり、違反是正で行き詰まった時に、相談に応じ、適切に指導してくれる相手が存在するという安心感まで得られるのである。

さて、冒頭で触れたように平成14年の消防法の改正後の一定期間は、中・小規模の消防本部においても違反処理を実施してきたが、近年は地域差があるという。

このことは、中・小規模の消防本部における違反是正体制には属人性があり、それが、世代交代の影響を受け、警防面でも指摘されている



ホームページへの掲載状況

ように知識・技術の継承がうまくいっていない可能性があることなどが推測される。組織としては、よりシステムティックな違反是正体制を構築していかなければならない。

現在、総務省消防庁は、中・小規模消防本部の違反是正体制の強化を図っている。

今回の実務研修は、本来であれば各消防本部が自ら取り組むべき人材育成に対し、国が費用負担をし、また、大規模消防本部が支援をしてきているということである。これは、国民からの期待と理解しても良いであろう。

中核市消防本部等においては、この期待に応え、適切に違反是正に取り組み、かつ、その体制を維持していかなければならない。それが、我々に課せられた使命である。

追記

平成26年度の実務研修先は東京消防庁である。研修期間が本稿の執筆時期と重なったため、その内容等は残念ながら紹介することができなかったが、受講した職員からは、有意義な研修であった旨の報告を受けている。

この2カ年度で、当消防本部では、同世代で、ライバルでもある2人の職員が実務研修を受講した。

彼らが、それぞれ実務研修で得たスキルを実践で磨き、将来、更に若い世代の職員の指導に当たり、「違反是正はこうあるべき。」などと議論を交わす姿が、今から楽しみである。